

Kumenan Press



久米南町立久米南中学校
校長室だより

No.11 2018.6.4

「認知」と「早期対応」

いじめ問題対策・本校の基本方針

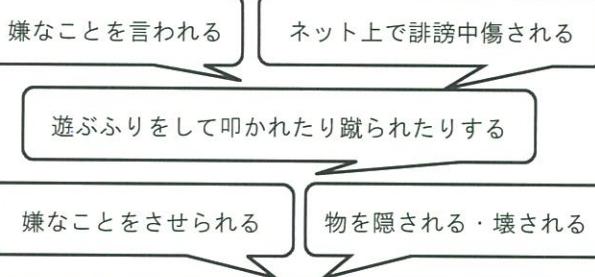
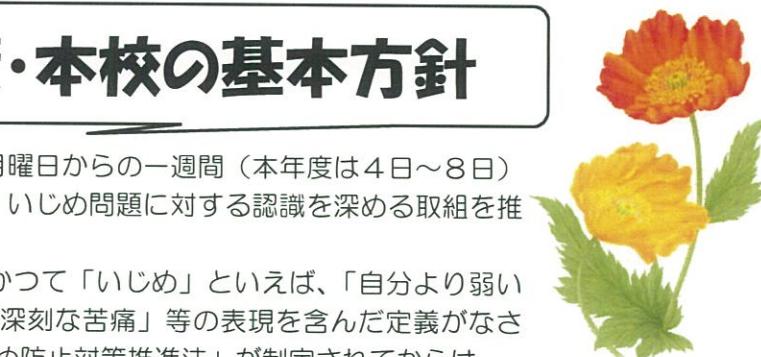
岡山県教育委員会では、6月の第1月曜日からの一週間（本年度は4日～8日）を「いじめについて考える週間」とし、いじめ問題に対する認識を深める取組を推進しています。

PTA総会でもお伝えしたように、かつて「いじめ」といえば、「自分より弱い者に対して」「一方的に」「継続的に」「深刻な苦痛」等の表現を含んだ定義がなされていましたが、平成25年度に「いじめ防止対策推進法」が制定されてからは、そのとらえ方が大きく変わっています。

本校においても、「いじめ」はどの生徒にも起こりうる問題であるととらえ、認知と早期対応を行うよう校内体制をとっております。「いじめを認知している（いじめがある）」ということは、「いじめの発見や解決に真剣に向き合っている」ということであることをご理解の上、解消に向けてご協力くださいますようお願いいたします。

生徒が安心して生活することができる学校をつくるためには、学校と家庭・地域の皆様との連携が不可欠です。「何だかおかしいな？」「いじめかな？」など、気になることがありましたら、遠慮なく早めに学校にご相談ください。

また、いじめ問題については、生徒が主体的に未然防止に向けた取組を行うことも大切です。次号では、本校生徒会の取組を紹介します。



いじめの定義

いじめとは、児童生徒に対して、同じ学校に在籍しているなど一定の人的関係にある他の児童生徒が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条第1項より）